

令和6年 第11回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第11回 志布志市農業委員会総会議事録

|  |               |                     |           |       |        |      |
|--|---------------|---------------------|-----------|-------|--------|------|
| 招集年月日  | 令和6年11月25日(月) |                     |           |       |        |      |
| 招集の場所  | 志布志市松山支所2階会議室 |                     |           |       |        |      |
| 開閉会の日時<br>及び宣言   | 開会            | 令和6年11月25日 午前9時30分  |           |       |        |      |
|  | 閉会            | 令和6年11月25日 午前10時12分 |           |       |        |      |
| 応(不応)招<br>委員並びに<br>欠席委員<br><br>○ 出席<br>× 欠席<br>△ 不応招<br>公 公務欠席 | 議席番号          | 氏名                  | 出欠の別      | 議席番号  | 氏名     | 出欠の別 |
|  | 1             | 上野 克比古              | ○         | 11    | 神宮司 順子 | ×    |
|  | 2             | 福岡 裕幸               | ○         | 12    | 畑山 豊子  | ○    |
|  | 3             | 山迫 洋一               | ×         | 13    | 宮脇 茂樹  | ○    |
|  | 4             | 萩迫 修作               | ○         | 14    | 平井 利昭  | ○    |
|  | 5             | 吉野 寅三               | ○         | 15    | 坪山 博志  | ○    |
|  | 6             | 坂中 則雄               | ○         | 16    | 平川 眞由美 | ○    |
|  | 7             | 柳井 義郎               | ○         | 17    | 福岡 剛   | ○    |
|  | 8             | 宮脇 勇                | ○         | 18    | 中之内 瑞穂 | ○    |
|  | 9             | 隈元 健二               | ○         | 19    | 小園 広行  | ○    |
|  | 10            | 栢山 信彦               | ○         | 20    | 福留 幸嘉  | ○    |
|  |               |                     |           |       |        |      |
|  |               |                     |           |       |        |      |
|  |               |                     |           |       |        |      |
| 会議録署名委員  | 席番 18 番       | 中之内 瑞穂              | 席番 19 番   | 小園 広行 |        |      |
| 職務のため出席<br>した者職氏名  | 事務局長          | 高野                  | 事務局次長     | 宮田    |        |      |
|  | 主幹兼農地 GSL     | 竹之内                 | 主幹兼農地 GSL | 圖師    |        |      |
|  | 農地 GSL        | 杉原                  | 主任主査      | 桑水    |        |      |
|  |               |                     |           |       |        |      |
| 委員会日程名   | 別紙のとおり        |                     |           |       |        |      |

農地利用最適化推進委員

| 番号 | 氏名    | 出欠の別 | 番号 | 氏名     | 出欠の別 |
|----|-------|------|----|--------|------|
| 1  | 脇田 廣昭 | ×    | 9  | 坪田 則義  | ×    |
| 2  | 工藤 雅彦 | ×    | 10 | 大田 唯春  | ○    |
| 3  | 嶽 利浩  | ○    | 11 | 本田 浩昭  | ×    |
| 4  | 今市 光則 | ○    | 12 | 春田 豊美  | ○    |
| 5  | 池袋 良子 | ×    | 13 | 圓福 悟   | ×    |
| 6  | 谷宮 誠實 | ○    | 14 | 垣内 りえ子 | ○    |
| 7  | 下山 重治 | ○    | 15 | 竹吉 雄二  | ○    |
| 8  | 道山 幸治 | ○    | 16 | 山下 直樹  | ○    |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p>会議に付した<br/>事 件</p> | <p>議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について<br/>議案第74号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について<br/>議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について<br/>議案第76号 非農地証明願の承認について<br/>議案第77号 農用地利用集積計画決定について<br/>議案第78号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について</p> |
|-----------------------|---|

|          |          |   |
|----------|----------|---|
| 議長       | 萩迫       | <p>ただいまから、令和6年第11回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。山迫委員、神宮司委員から欠席の届出がございました。</p> <p>また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、本田委員、坪田委員、池袋委員、脇田委員、工藤委員、圓福委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番18番、中之内委員と、席番19番、小園委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>                           |
| 会場<br>議長 | 委員<br>萩迫 | <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過についての報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、小園委員の報告をお願いいたします。</p>   |
| 委員       | 小園       | <p>8月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告いたします。4ページのあっせん成立資料番号16番です。</p> <p>所在、地目等は、資料のとおりですが、場所は、志布志庁舎から国道220号線を東へ、天神のキグナススタンドから、県道南之郷志布志線を北へ3kmぐらい進んだところを、右折し300mぐらい入ったところ です。</p> <p>譲受人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>主に甘藷を栽培されており、農機具はトラクター5、6台を所有され、他防除機1台を保有されています。</p> <p>〇〇さん宅からは、車で約10分の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は、畑5,683㎡で総額50万円でした。</p> <p>あっせん委員は、福岡剛委員と、私小園でした。以上報告を終わります。</p> |
| 議長       | 萩迫       | <p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、柳井委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| 委員       | 柳井       | <p>4月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。4ページのあっせん成立資料番号17番です。</p> <p>所在、地目等は資料のとおりですが、場所は、志布志庁舎より県道3号線を串間方面に向かい、旧出水中学校を左折し、約1km行った左側に2778番1と2778番2があり、左側に2774番と2774番10、2803番1がありました。</p> <p>あと、2筆、志布志庁舎より国道を串間方面に向かい、天神外岩戸石油を左折し、道なりに行き、廣寿司先を右折した約300m先、右側に5826番1と5826番2があります。</p> <p>譲受者は、株式会社〇〇さんで、牛の牧草を主に栽培されており、農機具はトラクター30台、他管理機10台、和牛150頭などを保有されています。</p>                   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <p>議長 萩迫</p>                      | <p>株式会社〇〇さんの事務所から約 15 分の距離にあります。<br/> あっせん価格は、畑 21,114 m<sup>2</sup>で、10 a 当たり 118,400 円、総額 250 万円でした。あっせん委員は、道山委員と私柳井でした。<br/> 以上で報告を終わります。<br/> はい、ご苦労さまでした。<br/> 次に、私の関係分について報告いたします。<br/> 10 月 30 日、有明庁舎にて志布志市林業振興対策協議会に出席、31 日、上野委員と農地所有適格法人の現地調査、11 月 1 日、事務局にて事務打合せ、7 日から 8 日、南九州市で鹿児島県各市農業委員会連絡協議会に出席、12 日、事務局にて議案打合せを行いました。<br/> また、10 月 16 日から 17 日、農業委員及び推進委員計 15 名で、大分県由布市、宮崎県西都市に先進地研修を行いました。<br/> 11 月 13 日、鹿屋市にて農業者年金合同地区別会議に、神宮司委員、平川委員、池袋委員、垣内委員が出席しました。<br/> 以上で、報告を終わります。<br/> 次に、日程第 4、議案第 73 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。<br/> 今回は、12 件の申請でございます。<br/> まずは、6 ページ、番号 96 番から番号 98 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| <p>会場 委員<br/>議長 萩迫</p>            | <p>(会場 異議なし)<br/> 異議なしと認めます。<br/> よって、番号 96 番から番号 98 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。なお、譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。<br/> 本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。</p>   |
| <p>会場 萩迫<br/>議長 萩迫<br/>事務局 杉原</p> | <p>(〇〇氏 入室)<br/> それでは、事務局の報告を 3 件まとめてお願いいたします。<br/> それでは議案第 73 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 96 番から番号 98 番について、ご説明申しあげます。<br/> 議案書は、共に 6 ページです。まず番号 96 番の譲渡人は曾於市末吉町二之方にお住まいの〇〇さん 62 歳で、譲受人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん 70 歳です。<br/> 申請地は、記載されておりますとおりでございますが、現況田が 1 筆で 692 m<sup>2</sup>です。<br/> 次に番号 97 番の譲渡人は宮崎県都城市五十町にお住まいの〇〇さん 61 歳で、譲受人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん 70 歳です。<br/> 申請地は、記載されておりますとおりでございますが、現況田が 2 筆で 1,233 m<sup>2</sup>です。</p>   |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
|     |     | <p>次に番号 98 番の譲渡人は宮崎県都城市郡元町にお住まいの〇〇さん 65 歳で、譲受人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん 70 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、現況田が 2 筆で 1,409 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地の場所でございますが、番号 96 番から 98 番の申請地の 3 件が 1 箇所にとまっており、曾於市末吉町南之郷にある愛の里の前の県道南之郷・志布志線を南側へ 530m 進み右折し、380m 進んだ左手に位置します。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 3 ページのとおりでございますが、いずれの申請地にも水稻を作付けすることです。</p> <p>申請事由は番号 96 番から 98 番共に譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>以上で番号 96 番から番号 98 番について説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長  | 萩迫  | はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 96 番から番号 98 番につきまして、一括して何かご意見ございませんか。   |
| 委員  | 平川  | 1 つお聞きしたいんですけど、家から農地までの時間を教えていただけませんか。  |
| 会場  | 〇〇  | 着くまでの時間でしたら、車だったらもう 1 分程度で着きます。   |
| 議長  | 萩迫  | 他に何かご意見ございませんか。   |
| 会場  | 委員  | (会場 なし)   |
| 議長  | 萩迫  | 他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。  |
| 会場  |     | (〇〇さん 退席)   |
| 議長  | 萩迫  | 他にご意見もないようですので、お諮りします。まず始めに、番号 96 番を認めることに、ご異議ございませんか。  |
| 会場  | 委員  | (会場 異議なし)   |
| 議長  | 萩迫  | 異議なしと認めます。  |
|     |     | 次に、番号 97 番を認めることに、ご異議ございませんか。   |
| 会場  | 委員  | (会場 異議なし)   |
| 議長  | 萩迫  | 異議なしと認めます。  |
|     |     | 次に、番号 98 番を認めることに、ご異議ございませんか。   |
| 会場  | 委員  | (会場 異議なし)   |
| 議長  | 萩迫  | 異議なしと認めます。  |
|     |     | 次に、7 ページ、番号 99 番について審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。  |
| 事務局 | 竹之内 | それでは議案第 73 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 99 番について、ご説明申しあげます。議案書は、7 ページです。   |

|    |     |   |
|----|-----|---|
|    |     | <p>まず譲渡人は鹿児島市山下町に事務所がある被相続人 亡〇〇相続財産清算人弁護士〇〇さんで、譲受人は曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さん 57 歳です。</p> <p>申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が 4 筆で 9,958 m<sup>2</sup>です。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者であるため、本日は、お呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、有明町山重にある川添地区公民館から県道宮ケ原・大崎線を東へ 70m 進んだ右手に 1 筆、次に有明町山重にある下平野集会所から県道宮ケ原・大崎線を北へ 210m 進み左折し、農道を道なりに 1.1 km 進み左折し、さらに農道を 100m 進んだ左手に 1 筆、そこからさらに農道を 130m 進んだ左手に 1 筆、最後の 1 筆が 3 筆目の南側に位置します。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 4 ページのとおりでございますが、畑には牧草を作付けすることです。</p> <p>なお、通作距離は、自宅から 10 km とのことです。</p> <p>また、申請事由は譲渡人につきましては資金が必要なため、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号 99 番について説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | 萩迫  | はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。  |
| 会場 | 委員  | (会場 なし)   |
| 議長 | 萩迫  | ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員  | (会場 異議なし)   |
| 議長 | 萩迫  | 異議なしと認めまます。   |
|    |     | 次に、番号 100 番について審議いたします。福岡剛委員の報告をお願いいたします。   |
| 委員 | 福岡剛 | <p>会長より依頼のありました番号 100 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於市末吉町二之方にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、志布志町安楽にある山宮神社より、東方向町原方面へ 400m 進んだ交差点を左へ 300m 進んで、次の交差点を左へ 80m 進んだ右手に位置します。</p> <p>譲受人宅から車で 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、娘さんと 2 人で水稻と甘藷を栽培されており、申請地には甘藷を作付することです。</p> <p>また、トラクター、芋掘り取り機などを、保有しています。</p> <p>譲渡人と譲受人は、義兄弟であり、無償での贈与と受贈となっております。</p>  |

|                         |                         |  |
|-------------------------|-------------------------|--|
| <p>議長<br/>会場<br/>議長</p> | <p>萩迫<br/>委員<br/>萩迫</p> | <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも、支障はないと思われます。<br/>ご審議方、よろしくお願いいたします。<br/>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。<br/>(会場 なし)</p>  |
| <p>会場<br/>議長</p>        | <p>委員<br/>萩迫</p>        | <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。<br/>(会場 異議なし)</p>   |
| <p>委員</p>               | <p>柳井</p>               | <p>異議なしと認めます。<br/>次に、8ページ、番号101番について審議いたします。柳井委員の報告をお願いいたします。<br/>会長より依頼がありました番号101番を報告します。<br/>譲渡人は、志布志町帖〇〇番〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。<br/>申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、志布志庁舎より県道3号を申間方面に約2km進み、坂之上集落公民館を右折し、100m行った先に4筆あります。譲受人宅からは目の前にあります。<br/>〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、夫婦2人で甘藷を主に栽培されており、申請地にも甘藷を作付けするとのことでした。<br/>また、トラクター2台、タイヤショベル1台、芋掘り機1台を保有されております。</p> |
| <p>議長<br/>会場<br/>議長</p> | <p>萩迫<br/>委員<br/>萩迫</p> | <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲等の状況からも支障はないと思われます。<br/>ご審議方、よろしくお願いいたします。<br/>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。<br/>(会場 なし)</p>  |
| <p>会場<br/>議長</p>        | <p>委員<br/>萩迫</p>        | <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。<br/>(会場 異議なし)</p>   |
| <p>委員</p>               | <p>道山</p>               | <p>異議なしと認めます。<br/>次に、番号102番について審議いたします。道山委員の報告をお願いいたします。<br/>会長より依頼のありました番号102番を報告いたします。<br/>譲渡人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さんです。<br/>譲受人は、志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。<br/>申請地は、議案書の記載のとおりでございます。<br/>場所ですけれども、県道65号、南之郷志布志線を、田之浦方面へ進みまして、上田之浦山村研修センターが出て参りますけれども、そこから650m進み、左折した左側に位置します。<br/>譲受人宅から約3kmのところがございます。<br/>〇〇さんは、妻と2人で、水稻、キャベツを主に栽培しており、申請地に</p>                             |

|                |                |  |
|----------------|----------------|--|
|                |                | も、水稻を作付するとの予定でございます。   |
|                |                | また農機具等につきましては、トラクター、田植え機等を保有しております。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障がないと思われま。    |
|                |                | ご審議方、よろしくお願いいたします。   |
| 議長<br>委員       | 萩迫<br>栞山       | はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。<br>譲渡人の〇〇さんの住所が、先ほどの譲受人の〇〇さんと同じですが、どういった関係ですか。                      |
| 委員             | 道山             | 〇〇さんと〇〇さんは兄弟です。  |
| 議長             | 萩迫             | 他に何かご意見ございませんか。  |
| 会場<br>委員       | 委員             | (会場 なし)  |
| 議長             | 萩迫             | ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。  |
| 会場<br>議長       | 委員<br>萩迫       | (会場 異議なし)<br>異議なしと認めます。  |
|                |                | 次に、9ページ、番号103番について審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。  |
| 委員             | 吉野             | 会長より依頼のありました番号103番を報告いたします。<br>譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さん、72才です。<br>譲受人は、志布志町安楽一丁田に事務所のある株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 |
|                |                | 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、田尾橋のところにあります〇〇の事務所兼米乾燥場など作業場がございませんが、その建物の北側の自前のハウスの隣になります。              |
|                |                | 耕作はされてない荒れておった土地でございません。   |
|                |                | 一丁田の法人事務所から、15分ぐらいかかるということございません。  |
|                |                | 〇〇は、農地所有適格法人でございませんが、子供と9人の従業員を含めて、水稻、蕎麦、人参、甘藷などを栽培してございません。   |
|                |                | ここは田んぼでございませんが、水稻を作付けする予定です。   |
|                |                | また、トラクター12台、田植え機2台、コンバイン5台を保有してございません。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。以上報告を終わります。            |
| 議長<br>会場<br>議長 | 萩迫<br>委員<br>萩迫 | はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。<br>(会場 なし)<br>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。             |
| 会場<br>議長       | 委員<br>萩迫       | (会場 異議なし)<br>異議なしと認めます。  |
|                |                | 次に、番号104番について審議いたします。宮脇勇委員の報告をお願いいたします。  |
| 委員             | 宮脇勇            | 会長より依頼のありました番号104番を報告いたします。  |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    |    | <p>譲渡人は、大崎町永吉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、有明町原田中須集落にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、そお街道沿いのファミリーマート野神店から南へ1km行くと、ラーメン秀があります。そこを左折し、50m行き右折、そして500m行き右折し、2枚目の畑です。それが2072番です。</p> <p>もう1件は、ラーメン秀を過ぎ、300m行くと、点滅信号があります。そこを右折し、100m行き左折し、3枚目の畑です。</p> <p>譲受人宅からは、どちらも車で5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦2人で、水稻と蕎麦を作付しております。</p> <p>申請地には蕎麦が作付してありました。</p> <p>また、トラクター2台、軽トラック1台を所有しております。</p> <p>兄弟間による贈与と受贈の関係です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>                                     |
| 議長 | 萩迫 | はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。  |
| 会場 | 委員 | (会場 なし)   |
| 議長 | 萩迫 | ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (会場 異議なし)   |
| 議長 | 萩迫 | 異議なしと認めます。  |
|    |    | 次に、番号105番について審議いたします。平川委員の報告をお願いいたします。  |
| 委員 | 平川 | <p>会長より依頼のありました番号105番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、70歳。</p> <p>譲受人は、有明町野神沢津ヶ峯集落にお住まいの〇〇さん、71歳です。</p> <p>いところになります。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と規模拡大になります。</p> <p>申請地の場所ですが、国道269号線の芝用交差点にあるセブンイレブン有明町野神店より南へ、野神小学校方面へ800m進んだところを右折し、西へ1km進んだところに、沢津ヶ峯集落があります。</p> <p>集落の公民館より南部ごみ収集所の方へ、800m進んだ右側に位置します。</p> <p>譲受人宅からは、500mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、妻と娘さんと3人で、甘藷を主に栽培されており、申請地にも甘藷を作付する予定とのことです。</p> <p>また、機械はトラクター4台、耕運機1台、甘藷栽培用機械一式を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> |

|    |      |  |
|----|------|--|
| 議長 | 萩迫   | ご審議方、よろしくお願いいたします。                     |
| 会場 | 委員   | はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。     |
| 議長 | 萩迫   | (会場 なし)                                |
|    |      | ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議      |
| 会場 | 委員   | ございませんか。                               |
| 議長 | 萩迫   | (会場 異議なし)                              |
|    |      | 異議なしと認めます。                             |
|    |      | 次に、10 ページ、番号 106 番について審議いたします。福岡裕幸委員の報 |
| 委員 | 福岡裕幸 | 告をお願いいたします。                            |
|    |      | 会長より依頼がありました番号 106 番を報告いたします。          |
|    |      | 譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく松山町      |
|    |      | 泰野にお住まいの〇〇さんです。                        |
|    |      | 申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、特養やっち      |
|    |      | くより、南之郷方面に 500mほど進み、左折をし、さらに 100m進み、再び |
|    |      | 左折をして、53mほど進んだ左側に、畑 3 筆があります。          |
|    |      | さらにそこから約 500m進んだ右手に田があります。             |
|    |      | 譲受人宅から約 1 kmのところにあります。                 |
|    |      | 〇〇さんは、夫婦で生産牛を飼育されており、申請地にも飼料を作付する      |
|    |      | 予定とのことです。                              |
|    |      | また、トラクター 2 台と機械一式を保有されています。            |
|    |      | 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の |
|    |      | 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。      |
|    |      | ご審議方、よろしくお願いいたします。                     |
| 議長 | 萩迫   | はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。     |
| 会場 | 委員   | (会場 なし)                                |
| 議長 | 萩迫   | ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議      |
|    |      | ございませんか。                               |
| 会場 | 委員   | (会場 異議なし)                              |
| 議長 | 萩迫   | 異議なしと認めます。                             |
|    |      | 次に、番号 107 番について審議いたします。同じく福岡裕幸委員の報告を   |
| 委員 | 福岡裕幸 | お願いいたします。                              |
|    |      | 会長より依頼がありました番号 107 番を報告いたします。          |
|    |      | 譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく松山町      |
|    |      | 泰野にお住まいの〇〇さんです。                        |
|    |      | 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、泰野にあ      |
|    |      | りますエフエム農機より志布志方面に 40m進んだ交差点を左折し、200m進  |
|    |      | み再び左折をし 230mほど進み、右折をして 58mを進んだ左手です。    |
|    |      | 譲受人宅から 50mのところにあります。                   |
|    |      | 〇〇さんは、義理の両親と 3 人で生産牛を飼育しており、申請地には飼料    |
|    |      | を作付する予定とのことです。                         |
|    |      | また家族でトラクター 4 台、機械一式等を保有しております。         |

|                |                |  |
|----------------|----------------|--|
| 議長<br>会場<br>議長 | 萩迫<br>委員<br>萩迫 | <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>   |
| 会場<br>議長       | 委員<br>萩迫       | <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p>   |
| 委員             | 大田             | <p>次に、日程第5、議案第74号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>12ページ、番号12番を審議いたします。現地を調査された大田委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました議案第74号番号12番について報告いたします。調査日は11月7日、調査員は福岡委員、中之内委員と私、大田です。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、堂園商店の市道茶屋場線を志布志港方向へ82m進み、右折して、120m進んだ先の右手に位置します。</p> <p>除外の目的は、一般住宅の建設によるものです。</p> <p>排水は合併浄化槽で処理を南側、既設側溝へ放流するとのことです。</p> <p>あと、隣接する畑との境界にはブロックを積んで、雨水等が流れ込まないようにするとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用の許可ができる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致を見ました。</p> |
| 議長<br>会場<br>議長 | 萩迫<br>委員<br>萩迫 | <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>   |
| 会場             | 委員             | <p>(会場 異議なし)</p>   |

|    |      |   |
|----|------|---|
| 議長 | 萩迫   | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第5、議案第74号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第75号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>14ページ、番号33番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| 委員 | 福岡裕幸 | <p>議案第75号、番号33番について報告いたします。</p> <p>調査日は、11月7日、調査員は、中之内委員、大田委員と私福岡です。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、志布志自動車学校前の市道一丁田宮内線をさくらやまクリニックの方向へ、450m進んだ右手の畑を一枚挟んだ奥に位置します。</p> <p>転用目的は、農家住宅建設によるものです。</p> <p>排水は合併浄化槽で処理後、側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地の農地転用は、原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用の許可ができる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | 萩迫   | はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。  |
| 会場 | 委員   | (会場 なし)   |
| 議長 | 萩迫   | ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員   | (会場 異議なし)   |
| 議長 | 萩迫   | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第75号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第76号、非農地証明願の承認についてを議題とします。</p> <p>16ページ、番号16番を審議いたします。現地を調査された垣内委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| 委員 | 垣内   | <p>議案第76号、番号16番について報告します。</p> <p>調査日は11月7日、調査員は吉野委員、福留委員と、私垣内です。</p> <p>申請人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。</p>   |

|     |    |   |
|-----|----|---|
|     |    | <p>立会人も、同じく〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、有明町野神にある曾於地区森林組合から市道稻荷下鍋線を北へ350m進んだ右手に位置します。</p> <p>立会人から聞き取ったことや周囲の状況などは、平成6年に、隣接地に住宅を建築して以降、宅地として一体的に利用してきており、農地への復元は困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長  | 萩迫 | はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。  |
| 会場  | 委員 | (会場 なし)   |
| 議長  | 萩迫 | ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。  |
| 会場  | 委員 | (会場 異議なし)   |
| 議長  | 萩迫 | 異議なしと認めます。  |
|     |    | よって、日程第7、議案第76号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。   |
|     |    | 次に、日程第8、議案第77号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。  |
| 事務局 | 桑水 | 議案第77号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について、ご説明申し上げます。  |
|     |    | 議案書は、18ページから26ページとなっております。まずは、議案書18ページの利用権設定の総括表を説明いたします。   |
|     |    | 公告日は令和6年11月29日で、始期は令和6年12月1日となります。  |
|     |    | 設定期間が、5年から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。   |
|     |    | 利用権の設定面積は、田が5,555㎡、畑が17,319㎡、樹園地が42,313㎡で、合計しますと65,187㎡となり、うち更新分は40,711㎡となっております。   |
|     |    | 利用権の設定をする者の数が21名で、利用権の設定を受けようとする者の数が11名であります。   |
|     |    | 利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より10名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。  |
|     |    | 詳細につきましては、19ページから26ページの明細表をご確認ください。   |
|     |    | 以上で、議案第77号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。  |
| 議長  | 萩迫 | ただいま事務局から説明がありました。19ページ、番号1番から番号2番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたしま   |

|          |          |   |
|----------|----------|---|
|          |          | す。  |
| 会場<br>議長 | 萩迫       | (〇〇委員 退席)<br>それでは、19 ページ、番号 1 番から番号 2 番について、何かご意見ございませんか。   |
| 会場<br>議長 | 委員<br>萩迫 | (会場 なし)<br>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。  |
| 会場<br>議長 | 委員<br>萩迫 | (会場 異議なし)<br>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。   |
| 会場<br>議長 | 委員<br>萩迫 | (〇〇委員 入室)<br>次に、番号 3 番から 26 ページ、番号 21 番までと、18 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。   |
| 会場<br>議長 | 委員<br>萩迫 | (会場 なし)<br>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。  |
| 会場<br>議長 | 委員<br>萩迫 | (会場 異議なし)<br>異議なしと認めます。<br>よって、日程第 8、議案第 77 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。<br>次に、日程第 9、議案第 78 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。  |
| 事務局      | 桑水       | 議案第 78 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。<br>議案書は、28 ページから 32 ページとなっております。<br>まずは議案書 28 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年度の 2 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 11,924 m <sup>2</sup> 、畑が 76,677 m <sup>2</sup> 、樹園地が 1,654 m <sup>2</sup> で、合計しますと 90,255 m <sup>2</sup> となっております。農地の地権者数は 27 名、耕作者となる配分予定者は 13 名です。<br>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われまます。<br>詳細につきましては 29 ページから 32 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。<br>以上で、議案第 78 号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。 |
| 議長       | 萩迫       | ただいま事務局から説明がございましたが、29 ページ、番号 1 番から 32 ページ、番号 53 番までと 28 ページの総括表につきまして、何かご意見ござ  |

会場 委員  
議長 萩迫

いませんか。

(会場 なし)

ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。

会場 委員  
議長 萩迫

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第78号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員